

## 専門実践教育訓練給付制度について

筑波大学の「社会工学学位プログラム地域未来創生教育コース」は、厚生労働省の教育訓練給付金制度(専門実践教育訓練給付金)の対象指定講座に指定されています。

「専門実践教育訓練給付金」は、2020年度入学者より適用され、受講者ご本人(一定の条件を満たした方)が専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の5割に相当する額が公共職業安定所(ハローワーク)から支給されるものです。

本プログラムの修了認定基準の内容等については、同ページに掲載している明示書をご確認ください。

「専門実践教育訓練給付金」の支給を受けようとする方は、原則として受講開始日の1ヶ月前までに、ご自身の住居所を管轄するハローワークで、訓練前キャリアコンサルティング、受給資格の確認申請等、所要の手続きを終えておく必要があります。詳細はハローワークへお問い合わせください。

なお、申請にあたっては下記の情報が必要となります。

指定番号：0810026-2010011-0 (2021.12より新番号になりました)

教育訓練施設の名称：筑波大学

教育訓練講座名：社会工学学位プログラム地域未来創生教育コース

受講開始予定年月日：入学年4月1日

受講終了予定年月日：卒業年3月31日

教育訓練給付制度については、下記サイトをご確認ください。

◆厚生労働省HP教育訓練給付制度：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

◆全国ハローワークの所在案内：

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

◆専門実践教育訓練給付金リーフレット：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000571214.pdf>

以上